

新しい出発でより豊かに

会長 石島 庸男

友の会の羽化おめでとうございます。

博物館や教育資料館を愛好している私たちが、博物（文化の諸領域資料）についての教養を高めあう「友」として会えたことは、まことに喜ばしいことです。

設立総会も思ったより活発な御意見や要望、そして率直な質問が出ておもしろかったです。

いろいろな声をまず会報で交わしませんか。役員会も、声が集まって「会」のいろいろな活動に汗をかいて下さるでしょう。まだ生まれたばかりの会、おもしろくてためになり、より豊かになっていくことを祈りつつ、私も一会員としても、遠慮なく発言させてもらおうかと思っています。

どうぞよろしく御願います。



総会の様子（平成20年5月31日 本館講堂にて）

山形県立博物館友の会の発展を祈って

館長 阿部 寛

過日、5月31日（土）に「山形県立博物館友の会」の設立総会が開催され、正式に会の発足をみました。博物館職員を代表して、お祝いと感謝を申し上げます。

これまでも山形県立博物館友の会という組織はあったわけですが、実質的には図録などの図書頒布が事業の大半を占め、会員同士の交流などのいわゆる「友の会」的な活動はあまりありませんでした。正式な友の会の設立は、山形県立博物館にとっても大きな意義のある出来事であるとともに、本館元職員の故田中信雄氏がこの会の正式発足に向けて努力してきたことが報われた瞬間でもあったと思います。

設立総会当日に承認された会則には、この会の目的として、①県立博物館事業の支援、②地域文化発展への貢献、③会員相互の交流を図ること等が掲げられています。これらのことがあまり一方向に偏ってしまうと疲れてしまいます。自らも楽しみながら、県博の応援団としてささやかに支援したいいただくことが長続きの秘訣かも知れません。会員の皆様には、これまでも増してのご来館とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

末筆ですが、県博と友の会の発展、そして皆様のご活躍をお祈りし、御礼といたします。

山形県立博物館友の会会則

(名称)

第1条 本会は、山形県立博物館友の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、山形県立博物館の運営方針に則りながら博物館事業を支援し、地域文化の発展に貢献するとともに、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会・学習会
- (2) 博物館教育普及活動への協力
- (3) 博物館資料調査、展示活動への協力
- (4) 博物館広報活動への協力
- (5) 博物館関係出版物の刊行及び図書等の販売
- (6) 会報等の発行
- (7) その他

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人・団体をもって組織する。

(入会)

第5条 本会への入会は、入会申込書に当該年度の会費を添えて申し込むものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 幹事 若干名 (内1名は事務局長)
館内幹事 若干名 監事 2名

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会および役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、役員会を構成し、総会の決定する会務を行う。
- (4) 館内幹事は、博物館の友の会担当職をあてる。
館内幹事は役員会の構成員とせず、会長の要請に応じて役員会に出席する。
- (5) 監事は、本会の会計および会務を監査する。
- (6) 事務局長は、事務局を代表し会務を処理する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前任者の任期途中に選任された場合は、その残任期間とする。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、役員会において選出し、総会での承認を受ける。
- (2) 幹事(事務局長を含む)、監事は総会で選出する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は山形県立博物館長とする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年一回会長が招集し、事業および決算・予算の承認、規約の改正、役員の選出、その他の重要なことがらについて協議・決定する。
- 3 会長は、重要事項の審議について、臨時総会を招集することができる。
- 4 役員会は、会長が必要に応じ招集し、総会への議案の審議、総会で決定した会の運営等について審議する。年度途中で審議すべき事項が起きた場合、重要事項以外は役員会で審議決定し、後日会員へ報告する。
- 5 役員会の定足数は役員会の二分の一とする。

(除名)

第12条 会員が会則に違反し会活動に妨げがある場合、総会出席者の三分の二の賛成をもって除名することができる。

(会計)

第13条 本会の会計は会費その他の収入をもってあてる。会費の納入は振り込み用紙をもって行う。

- (2) 本会の会計処理は、出版事業会計と一般会計に分ける。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 団体 2,000円
- (2) 個人 1,000円
- (3) 同居家族 一人600円
- (4) 特別の事情がなく、年会費未納の場合は退会することができる。

(事務局)

第16条 本会の事務をおこなうため、事務局を山形県立博物館に置く。

- 2 事務局員は若干名とし、会長が委嘱する。

(その他)

第17条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、総会、役員会に諮り決定する。

付則 この会則は、平成20年5月31日から施行する。

平成20年度山形県立博物館友の会役員

会長	石島 庸男 (前山形大学副学長)	
副会長	奥山 武 (元山形西高校長)	
幹事	市村 幸夫 (村山民俗学会事務局長)	
	佐藤 庄一 (前県教育委員会文化財保護室長)	
	高橋 一夫 (前県立博物館副館長)	
	渡辺 徹 (県立博物館ボランティア会代表)	
	野口 一雄 [事務局] (県立博物館嘱託)	
館内幹事	吉田 哉 (県立博物館教育普及担当)	*事務局
	押切 智紀 (同上)	[事務局] 野口 一雄
監事	深瀬 光男 (村山民俗学会監事)	高山 和子 (県立博物館ボランティア)
	真壁 敬子 (県立博物館ボランティア)	庄司 吉孝 (元県立博物館職員)
		永幡 智子 (解説員)